

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

市町村名 (市町村コード)	岡山市北区 (331015)
地域名 (地域内大字名)	北区建部地域 (建部町市場、建部町大田、建部町小倉、建部町川口、建部町桜、建部町三明寺、建部町品田、建部町下神目、建部町建部上、建部町田地子、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町富沢、建部町中田、建部町西原、建部町土師方、建部町福渡、建部町豊楽寺、建部町宮地、建部町吉田、建部町和田南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月9日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、岡山市北区の最北部に位置し、大部分を山林が占める中山間地域である。地域の中央を南北に貫流する一級河川・旭川やその支流沿いに集落が形成され、平坦地には、水田地帯が広がっている。</p> <p>農業は、第2種兼業農家が主体となった水稻栽培が主で、その他、地域振興作物であるピーマンやきゅうり、ほうれん草といった園芸作物が栽培されており、中北部の高地では、酪農家が畜産業を営んでいる。また、過去にはほ場整備等が行われた耕作条件が比較的良好な地区を中心に、営農組合や認定農業者などの担い手により、集約化が進んでいる。</p> <p>2020年農林業センサスによると、当地域の農業従事者は698人、65歳以上が約55%となっており、農業従事者の減少と高齢化により作物生産の減少や農地の荒廃化が懸念されている。また、全体的に狭小な傾斜地が多く、水路や堰などの農業施設の老朽化も進んでいるため、ほ場の大区画化や施設の更新についても検討が必要となっている。</p> <p>【吉田地区】 近年、中山間地域総合整備事業によるほ場整備が行われた。農事組合法人吉田ファームによる集約化が進んでいる。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>土地利用型作物(水稻、大豆)を中心に担い手への土地の利用集積、地域振興作物の団地化を推進する。集落営農組織等の担い手への集積を推進し、不作付田の解消に努める。また、集積した水田で生産技術の向上に努める。</p> <p>土地利用型作物、収益性の高い野菜、果樹、花卉等を地域振興作物として推進する。</p> <p>農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していく。</p> <p>畜産農家に対する飼料用作物の提供の拡大等について検討を行う。</p> <p>【吉田地区】 吉田地区の農地利用は、引き続き、担い手である吉田ファームが担う。また、現在、個人で耕作を行う農地についても、将来的に耕作できなくなった場合は、吉田ファームに貸出を行う方向である。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	943.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	925.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>認定農業者や認定新規就農者、集落営農などの担い手を中心とする団地面積の拡大、担い手への農地集積の推進を図る。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>貸し手と借り手の間で農地の貸借意思の合致が見込まれる場合は、地域での話し合いと合意に基づき、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。その際、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>過去にはほ場整備が行われ、農用地の大区画化・汎用化等がなされた地区がある。また、近年は、岡山県が事業主体となった中山間地域総合整備事業により、農業用排水施設整備やほ場整備が行われた地区もある。しかしながら、全体的に狭小な傾斜地が多く、水路や堰などの農業施設の老朽化も進んでいるため、ほ場の大区画化や施設の更新についても検討が必要である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市等の行政機関やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。その際には、国の補助事業等を活用し、新規就農者に丁寧な支援を行っていくとともに、経営所得安定対策等を通じて、主業農家を中心とする意欲ある農業者が安心して農業に取り組める環境整備に努めていく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るため、米については、JA(建部営農センター)や地域の担い手等に対し、育苗・乾燥・調製作業や、ラジコンヘリコプターやドローンを活用した防除作業の委託を検討する。</p>

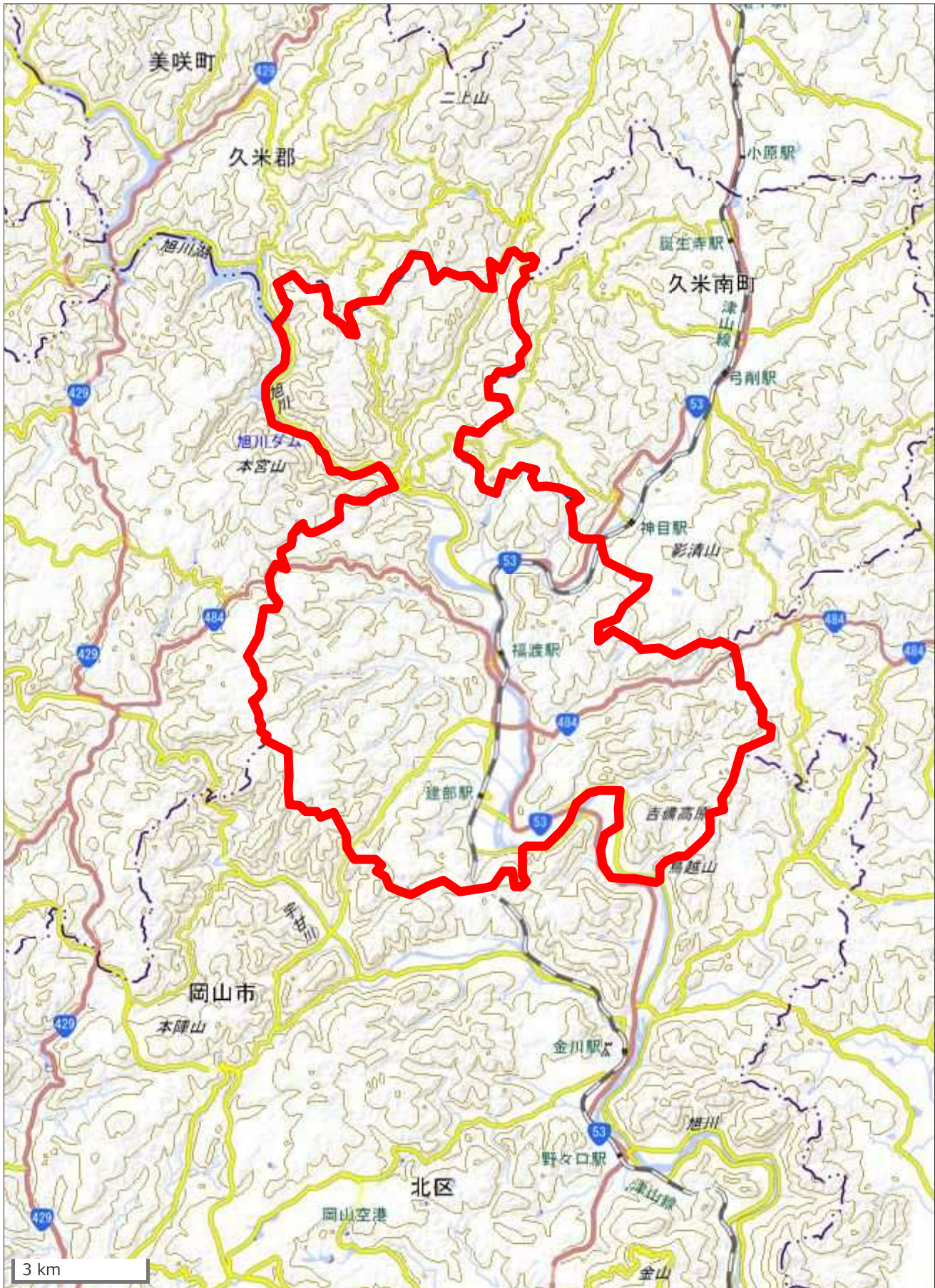
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が懸念される場合には、市と連携して、猟友会の協力を得るなど適宜適切な対応を行っていく。また、必要に応じて、防護柵の設置を推進していく。

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト
※国土地理院データを基に岡山市が作成